

# 時事新報

第千二百三十三號

日出前五十七分  
入午後六時十五分

潮午前九時四十分  
下後十時零分

|   |
|---|
| 時事新報定價  |
| 一枚金三錢〇一兩月前金六十五日〇三兩月前金一圓八十錢〇大箇月前金<br>三圓四十錢〇一箇月前金大圓五十一錢〇直接便稅一箇月金廿六錢〇一箇年金<br>三圓十二錢〇左三指クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ送還無料ニテ配達<br>致誠、但本社ヨリ直接郵送モノハ此限ニアラズ                       |
| 東京、横濱、大阪、神戸、名古屋、松江、山形、福島、長崎、鹿児島、鹿兒島、高知、下關、福岡、二本<br>塙、名古屋、奈良、岡山、香川、高知、山形、福島、山田、山口、山形、福島、二本<br>塙、名古屋、奈良、岡山、香川、高知、宇都宮、高崎、八王子、千葉、草加、登戸、寒川、佐倉、東金、市、<br>川、八幡、船橋 |
| 其他府縣近傍配達更宜、問所ハ同レ越邊賣不申受候   |
| 時事新報廣告科(前金)一 行三寸<br>一 行廿四字號   |
| 自一 行至三十行  |
| 自十一行以 上   |
| 九   |
| 錢八  |
| 錢六  |
| 錢五  |
| 錢四  |
| 錢三  |
| 錢二  |
| 錢一  |
| 錢零  |

|   |
|---|
| 時事新報定價  |
| 一枚金三錢〇一兩月前金六十五日〇三兩月前金一圓八十錢〇大箇月前金<br>三圓四十錢〇一箇月前金大圓五十一錢〇直接便稅一箇月金廿六錢〇一箇年金<br>三圓十二錢〇左三指クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ送還無料ニテ配達<br>致誠、但本社ヨリ直接郵送モノハ此限ニアラズ             |
| 東京、横濱、大阪、神戸、名古屋、松江、山形、福島、鳥取、島根、高知、下關、長崎、<br>鹿児島、佐世保、長崎、熊本、宮崎、鹿兒島、四日市、津、松原、山田、山口、山陽、福島、二本<br>松、石狩、函館、杉木、幸手、久喜、關宿、千葉、葛加、登戸、寒川、佐倉、東金、市、<br>川、八幡、船橋 |
| 其他西近傍配達更宜、岡崎ハ同レ越邊界不申受候  |
| 時事新報廣告科(前金)一 行三寸<br>一 行廿四字號   |
| 自一 行至三十行  |
| 自十一行以上  |
| 九   |
| 錢八  |
| 錢六  |
| 錢五  |
| 錢四  |
| 錢三  |
| 錢二  |
| 錢一  |
| 錢零  |

# 時事新報

鐵道の要り少しく金を費さ多く利益を享くるや  
在り

是れ日本の一國に取りて別に工事不擇取の原由あると云ふよりも非を歸する所と日本人が怠慢の罪あり故に有も鉄道と急がせて文明の速進と計らんと欲せば一年と期して東山東海山陽西海の四道に二千英里足らずの編路を數くと無造作の話なり西洋諸國に行ひるゝ鉄道建築事業の法を利用して大に爲そとあらば工事の勝取も至難ならず又鉄道資金の如きも内々外にこれと謀るの時道容易として取別け今日の西洋諸國へ朝れも東洋の鐵道事業に材料と供し又資本を放さんと希望し居るの時に際して外國債にして五千萬圓の資金は立所に辦ざるを得べしとの次第は前諸篇に於て陳述したる所なれば我輩はこれより進で諸君と與え然らば日本の鉄道ハ西洋諸國の中、孰れの規操体裁か則るべしやと聊かこれが利害得失を究めんと欲せる者なり

西洋諸國の鉄道と雖ども國に由りて各々その体裁を異にする左を心獨逸とは獨風の鉄道あり佛朝西には佛朗西風の鉄道ありと雖ども大体、鉄道の事業の進歩して既に今までの工事に就て之と見るも東京横濱間と始めとし神戸西京大阪路或は日本鉄道會社の東京高崎及び宇都宮間に鉄道の如き悉皆英吉利の体裁に摸せしめのなり又北海道小樽幌内間、五十六英里の鉄道は米国人の手に成りしものにて即ち米國の体裁と學びる工事なり、抑も西洋人の談ふ鉄道は英國に誕生して米國に成りせし者なりとの言あり事實、鉄道の起源は千八百二十五年英國マンナエスター、リヴァーブル間の龜路開通を第一着とし夫れより引續況英國にて種々様々の變遷と經て遂に今日の謂とする鉄道なる者とはありしあきをも此鉄道ヲ改良と受け進化を爲し且つ著しく足取をあしたるは正しく米國なると今更疑ひを要せざるあり其體據と時に譲るするも及ばず唯十九世紀の世界中、平均一年間の比較にして鉄道工事の擗取の速

に附くを懇意するのみ

○文部省令第四號  
學務課長及府縣立學校長ノ變更選退ノ節ハ其姓名官籍  
体給履歴ヲ具シ申入スヘシ  
明治十九年三月二十五日 文部大臣 森 有禮  
北海道廳 府縣  
右布告ニ所謂造幣規則ハ明治三年度十一月ナシ以テ  
其ノ草案既ニ假定セラレタリト雖該規則ノ制定上ニ  
就キテハ各外國公使ト商議ヲ要スル條件アリ(慶應  
二十一年正月二十二日)

（以上二件本年三月二十五日宣

○生糸貴化原因及景況(昨日の續き)  
此頃伊威ノ投機會社ハ里昂市場ノ生糸仲次人ナシテ伊  
糸二等物十五中ナ五十法見當ニテ五千基ノ買入レナ爲  
サシメント委託シタリニ此相處ニテ賣人ナカリシ之ニ  
由テ衆人市况ノ弱氣ナラザルナトシタリ爾後十日頃迄  
ノ市况ナ概言セニニ織屋ハ買貯ヘタル生糸ナ消費シテ  
未ダ新ニ買入レナ爲サニ唯其久シカラズシテ耗盡セシ  
ナ信スルト純良絹織物ノ流行回復スベキ景況ナルトニ

之を國の人口に比較して其線路は長き、之と國の面積の徒大よろて未開不毛の地の多き小比較して地盤鉄道の割合の左程他の邦國より劣らざる、その建築費用の甚だ廉ふして旅行者比便利は甚だ多く、會社組織法の整頗しく業務管理の頗る巧みななるれ就れも米國に若くものなく又米國ほど鉄道會社は多き國はなきよ營業利益の観にして然かも割賦割合の亦甚ざ宜し凡等我輩局外者より見ても大ひよ感服に堪へざる所あるなり即ち鉄道は美に生れて米よ長せりとの眞異に人を欺むかざ

成レル者ナルヲ知ルヘキナリ  
此ノ時ニ當リテ內國人民未寶貨改正新鑄ノ朝旨ヲ辨  
セサル者多ク其ノ甚シキニ至リテハ新貨ノ形狀及其  
ノ價召大ニ從前ノ貨幣ニ異ナルヲ怪疑惑ナ挾ム  
者比々之アリ故ニ政府ハ此等ノ疑惑ヲ水解セシメン  
カ爲ニ懇々新貨發行ノ旨趣及次第ナ開陳シテ弘ク之  
ナ諭告セリ其ノ諭告（後日稱シテ新貨條例ト謂フ者  
是ナリ）左ノ如シ

皇國往古より他邦貿易の事少く貨幣之制度ニ至  
ジ精密ならず其品類各種にして其價位も亦一定せ  
す今其概略を舉むに之慶長金あり享保金あり文字  
金並り大小判金並り一分金あり二分金並り二朱金  
あり一分銀あり一朱銀あり當百錢あり大小數種の  
銅錢あり其他一時通用の貨幣又文書之類あるを基

二年丙寅五月十三日即一千八百六十六年六月二十五日ノ條約書ニ由リテ是ヲ以テ我カ大臣屢々懇意ニ出張シテ外國公使ト會議ヲ開キ反復討議數回ノ副正ナ經其ノ翌年辛未四月ニ至リテ始メア確定セラル、ナ得タリ今日ヨリ之ヲ見レバ是等ノ規則ハ歐米各國普通尋常ノ者ニシテ別ニ其ノ草定ノ辛苦ヲ覺ユルナシト雖試ニ當時ニ在テ之カ情勢ヲ察スレハ此ノ一篇